

【南九州市奨学金返還支援事業補助金】

# 奨学金の返済を市が支援します

※前年度に支払った奨学金返済額の  
2/3（上限20万円）を最大5年間

南九州市では、特に若年層の都市部流出により、  
生産年齢人口の減少が課題となっていることから、  
市内に就労し、奨学金を返還している方に対して、  
補助金を交付することにより、  
本市に定着する人材を確保する施策を行っています。

## ◇対象となる奨学金

- ア 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
- イ 南九州市奨学金
- ウ 市長が認める奨学金等

5年間で  
最大100万円！

## ◇補助対象者

次のいずれも満たす方です。

- ①大学・高校等を卒業後、奨学金を遅延なく返済している方
  - ②令和4年3月1日以降に市内事業者（中小企業者や法人等）に就職（起業、第1次産業従事を含む）し、1年以上継続している方
  - ③本市に住民登録し、1年以上継続している方
  - ④満30歳未満の方（ただし、公務員を除きます。）
- ※6年を超える期間本市に居住することが必要です。



## ◇補助金額

前年度の奨学金返済額の3分の2の額（上限20万円）

最長5年度分（一人当たり累計で最大100万円）

## 【お問合せ】

みな、みりょく！

〒897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地

南九州市役所 企画課移住定住促進係 Tel0993-83-2511（内線2053）

Fax0993-83-4469 i jyu@city.minamikyushu.lg.jp



## ◇申請期間

随時受付中！

南九州市内に住んで**1年**以上  
南九州市内に就職して**1年**以上



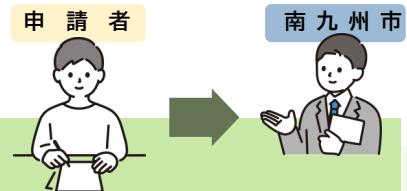
どちらも経過した時点で、申請ができます

例 令和4年5月1日に転入、同年10月1日から市内の事業所で働き始めた場合  
→ 令和5年10月1日から申請できます（この場合、令和5年10月～令和10年9月までに返済した奨学金が補助対象となります。）

## ◇申請から交付までの流れ

### 1 申請書の提出

▼ 提出先 南九州市役所企画課または頸娃・川辺支所地域振興係

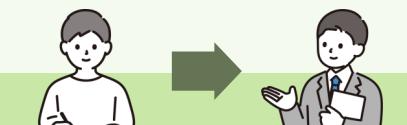


- 交付申請書(第1号様式) \*様式は、上記の提出窓口で受取または市のホームページからダウンロードしてください
- 大学・高校等が発行する卒業の事実が証明できるもの(卒業証明書、成績証明書の写し等)
- 奨学金の貸与機関が発行する証明書等で、返済額が分かるもの(奨学金貸与証明書等)
- 申請日までの返済実績が分かる書類の写し(預金通帳、領収書の写し等)
- 事業所等から交付される労働条件通知書 又は 雇用証明書(第2号様式)
  - ・起業、自営業者等の場合 → 登記事項証明書 又は 開廃業等届出書等の写し
  - ・第1次産業従事者(農家、漁師等)の場合 → 確定申告書等の写し

### 2 交付の決定



### 3 請求書の提出



### 4 補助金の交付 請求書提出後、約2～3週間



## ◇注意事項

- 1 申請書を提出されてから補助金が交付されるまでに要する期間は、1ヶ月程度\*です。
- 2 最長で5年間(60ヶ月)分の奨学金返済額を補助する制度ですが、申請は毎年度行っていただく必要があります。
- 3 申請年度から5年以内に転出をされた場合は、既に交付した補助金の返還義務が生じます。
- 4 転出や離職をされたことにより、交付要件を満たさなくなった場合は、速やかに担当課まで御連絡ください。

\*申請書類に不備がある場合や他の申請状況等によっては大幅に遅れる場合もございます。